

各種委員を紹介します

各担当課

教育委員、公平委員、行政相談委員、監査委員がそれぞれ決まりましたので紹介します。

教育委員

3月の市議会定例会で同意を得て、3月24日付で佐塚公代さんが教育委員に就任しました。

担当課 教育委員会総務課(☎27)2785)



佐塚 公代さん

公平委員

3月の市議会定例会で同意を得て、4月1日付で大工原司さんが公平委員に再任しました。

担当課 公平委員会事務局(☎27)2701)

行政相談委員

4月1日付で、総務大臣から次の5人が行政相談委員に委嘱され、再任しました。

- 浅見頼好さん
 - 吉沢卓さん
 - 笠原則男さん
 - 小保方重吉さん
 - 萩原裕子さん
- 担当課** 人権課(☎27)2730)

監査委員

3月の市議会定例会で同意を得て、3月24日付で高田嘉郎さんが監査委員に再任しました。

担当課 監査課(☎27)2784)



高田 嘉郎さん

不動産公売を実施します

収入課(☎27)8804)

市税などを滞納している人から差し押さえた9件の不動産を公売します。公売は中止する場合があります。事前に市HPなどを確認してください。
公売保証金納付期間 7月14日(月)午前9時から29日(火)午後5時まで

入札期間 7月16日(水)午前9時から29日(火)午後5時まで
対象物件 左表のとおり
※地目が農地の物件は、事前に農業委員会事務局(☎27)2783)に問い合わせてください

対象物件

所在地	地目・種類	登記上の面積	
赤堀今井町二丁目	畑	1,413㎡	
赤堀今井町二丁目	田	1,468㎡	
赤堀今井町二丁目	田	643㎡	
赤堀今井町二丁目	田	1,596㎡	
赤堀今井町二丁目	畑	198㎡	
赤堀今井町二丁目	畑	892㎡	
赤堀今井町二丁目	畑	113㎡	
赤堀今井町二丁目	畑	198㎡	
茂呂町二丁目	宅地	767.10㎡	
	畑	30㎡	
	居宅	1階	119.70㎡
		2階	41.40㎡
蚕室	1階	141.60㎡	
	2階	94.40㎡	

軽自動車税(種別割)の減免

市民税課(☎27)2715)

障害者手帳などを持っている人は、申請をすると軽自動車税(種別割)を減免できる場合があります。詳しくは市HPを確認してください。

※自動車税(種別割)の減免を受けている人、くわまるタクシーの利用登録がある人は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません
必要書類

- 軽自動車税(種別割)納税通知書 ※5月中旬に郵送します
 - 障害者手帳など
 - 軽自動車などを運転する人の運転免許証またはその写し
 - 自動車検査証または軽自動車届出済証
 - ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
 - 納税義務者のマイナンバーが確認できるもの
 - 自立支援医療受給者証
 - ※精神障害のある人のみ
- 必要書類を持って、6月2日(月)までに市民税課または各支所市民サービス課へ



▲市HP

市営住宅の入居者を募集します

住宅課(☎27)2764)

市営住宅は年に3回期間を定めて行う定期募集と、いつでも申し込みができる随時募集を行っています。入居には市税の滞納がないことや所得制限などの条件があります。申し込み前に住宅課で説明を受けてください。

※詳しくは市HPを確認してください

定期募集

募集内容は左表のとおりです。募集内容は変更する場合があります ※申し込みの状況によって抽選になります

入居者を募集する市営住宅一覧(定期募集)

対象世帯	住宅名	募集戸数
子育て・新婚世帯	羽黒住宅	1戸
	iタワー花の森住宅	1戸
	境上武士住宅	1戸
母子世帯	茂呂住宅	1戸
	羽黒住宅	2戸
	iタワー花の森住宅	1戸
高齢者世帯	豊城西住宅	1戸
	羽黒住宅	1戸
	平和住宅	1戸
障害者世帯	茂呂島住宅	1戸
	茂呂島住宅(スロープ付き)※	1戸
	羽黒住宅	1戸
単身者世帯	茂呂住宅	1戸
	羽黒住宅	1戸
	境上武士住宅	1戸
	境の前住宅	1戸
一般世帯	茂呂島住宅	1戸
	羽黒住宅	2戸
	境木島住宅	1戸
	境保泉住宅	1戸

※車を常時使用する人がいる世帯が申し込みできません。詳しくは住宅課にお問い合わせください

随時募集

現在募集中の住宅などの詳細は、問い合わせるか、市HPを確認してください。



▲市HP

対象世帯の説明

- 子育て・新婚世帯Ⅱ夫婦と就学前の子がいる世帯または婚姻から3年を経過せず、夫婦の年齢の合計が70歳以下の世帯
- 母子世帯Ⅱ現在婚姻していない母と20歳未満の子がいる世帯
- 高齢者世帯Ⅱ申込者本人が60歳以上で、同居する人が60歳以上または18歳未満などの2人以上の世帯
- 障害者世帯Ⅱ障害者がいる2人以上の世帯
- 単身者世帯Ⅱ60歳以上の人などの1人世帯
- 一般世帯Ⅱ1人以上の世帯

※先着順で受け付けます
対 一般世帯



▲市HP